

松崎つね子 著

睡虎地秦簡と墓葬からみた楚・秦・漢

下 倉 涉

本書は、松崎つね子氏が一九八〇年から二〇〇〇年にかけて公表された論考の内、長江中流域で発見された楚墓・秦墓・漢墓、およびそこから出土した考古資料に関する研究十點をまとめたものである。まずはその目次を示そう。なお、それぞれの章に初出の年次を加えた。

第一章 睡虎地一―號秦墓竹簡「編年記」よりみた墓主「喜」について (一九八〇年)

第二章 湖北における秦墓の被葬者について——睡虎地一―號秦墓、被葬者「喜」と關聯して—— (一九八八年)

第三章 楚・秦・漢墓の變遷より秦の統一をみる——頭向・葬式・墓葬構造等を通じて—— (一九九九年)

第四章 戰國楚の木俑と鎮墓獸について (一九九一年)

- 第五章 戦國秦漢の墓葬に見る地下世界の變遷——馬王堆漢墓を手がかりに—— (一九九三年)
- 第六章 漆器烙印文字に見る秦漢髹漆工藝經營形態の變遷とその意味 (一九九五年)
- 第七章 「涓」について——『秦律』「效律」解釋を通じて—— (一九九五年)
- 第八章 睡虎地秦簡にみる秦の馬牛管理——龍崗秦簡・馬王堆一號漢墓「副葬品目錄」もあわせて—— (二〇〇〇年)
- 第九章 睡虎地秦簡よりみた秦の家族と國家 (一九八二年)
- 第十章 睡虎地秦簡における「非公室告」・「家罪」 (一九八九年)

本書の編集は、明治大學にて松崎氏の薰陶を受けた受講生七名による。冒頭には氏自身の序にかえて、主編者である高村武幸氏の「解題」が附されている。ここでは本書の出版に至った経緯について紹介された後、各章の内容に關する要をえた解説が行われている（なお第九章・第十章は鈴木直美氏が擔當）。簡牘史料に限ると、松崎氏が考察の對象とされたのは、表題に見える「睡虎地秦簡」（一九七五年出土）までのものが主で、第八章では「龍崗秦簡」（一九八九年出土）も取り上げられているが、それ以降に公開された「二年律令」（張家山漢簡）や「里耶秦簡」などには、残念ながら氏自身検討を加えることがなわなかつた。「解題」は、現時点から見たところ松崎氏の研究の「不十分さ」を的確に指摘した上で、各論考の研究史上における學術的な價值を正しく位置づけている。つまり本書には、すでに最も優れた「書評」が備わっているといえるのである。

おそらく、本書の編者から見れば、以下の駄文は屋上屋を重ねる蛇足に過ぎないと感じられるだろう。それは十分自覺している。にもかかわらず、あえて本書評に挑んだのは、評者のような、松崎氏から直接の學恩を受けていない「第三者」であればこそ氣づくところもあるのではないかと妄想したためである。誤解している點は多々あるに違いない。伏しして松崎氏、並びに編者の海容を乞う次第である。

以下、本書を三分して内容の紹介と所見の提示を行いたい。まず最初は第一章から第三章について。

この三章は、初出にそれぞれ十年前後の間隔はあるものの、「解題」が指摘するように、共通した問題意識に基づいて編まれた一聯の論考と見なしよう。その出發點は、睡虎地秦簡の出土した一一號秦墓の墓主「喜」の出自にかかわる論争にあつた。

睡虎地秦墓の所在地はかつて「安陸」と呼ばれており、もともとは戰國楚の領域であつた。ところが前二七八年に秦の侵攻を受け、當地はその支配地へと變わる。「喜」が生まれたのは、それから十六年後の前二六二年のこと。彼はやがて三度の従軍を経験し、かつ安陸縣の令史や鄢縣の令史・治獄などといった地方（當時の行政區劃でいえば南郡）の下級役人を歴任。秦の官僚機構の末端につらなつていたことが確認できる（以上は同墓出土の「編年記」による）。であるならば、「喜」なる人物は、この地の併合にともなつてやつて來た「秦人」か、はたまた被征服民である本地出身の「楚人」であつたか。當該秦墓の發見から間もない時期、こうした疑問をめぐつて研究者の間で議論がたかかわされたのである。

その主要な論者・論考については、第二章の注五（七一―七二頁）に一覽が掲載されている。松崎氏は「楚人」説を提唱しており、第一章では「編年記」の分析を通じて次のように論じる。

五三枚の竹簡からなる「編年記」には、昭王元年（前三〇六）から始皇三十年（前二二七）までの秦の交戦記録を中心とした記事に、「喜」とその家族の履歴が書き添えられている。その撰者が誰であるかに關しても研究者の間で意見がわかれているが、松崎氏は、この記録を「喜」一人の手になるものと前提した上で、秦王政十一年（前三三六）までの記述と十二年以降との間に筆跡の違いが認められるとする整理小組の指摘を重視して、「編年記」の作成時期を十一年以前（前期）と以後（後期）の二期に分けて考えるべきだと述べる（この見解もまた整理小組の意見に従つたもの）。記載内容の面から

見ても、前期では『史記』六國年表等に記されている戦争の記録がほとんど採録されているのに對して、後期ではこれが激減し、しかも六國滅亡の記事ですら、十分には載せられていない。代わって、この時期には「楚と關わりの深い人物の死」についての記載が増えており、後期ではもっぱら喜の關心は「楚」の地（自らの住む世界）に向けられていたのではないかと指摘する。彼はもともと「安陸」の人で、當時成長を見せた在地有力層の一員であったのであり、秦の官僚組織の末端につらなりながらも、終始自らの世界を守って、體制とは一線を劃していたと、その人物像を氏は推定する。

松崎氏は「喜」を當地の有力者と見なすわけだが、その論證も本章（第一節）で試みられている。右の「編年記」の検討（第二節以下）に先立って、氏は睡虎地で發見された十二基（これは本稿初出時の發掘件數で、後に三十基が加わる）の秦墓全體に對して、墓の規模や配置、副葬品の點數・種類などといった面から分析を加える。そしてその結果を時代の前後する近隣の墓群——具體的には江陵縣の太暉觀楚墓群（春秋末期～戰國中期）・拍馬山楚墓群（戰國中期～後期）・鳳凰山漢墓群（前漢文帝期～景帝期）——の状況と比較して、睡虎地秦墓十二基が「一定水準以上の内容をもった墓群」、すなわち有力な一家の墓であったと論定する。つまり、その一員である「喜」は「ある程度以上の經濟的基盤をもった一家の長」であり、その「經濟的基盤は、體制とは關係なく楚の時代からひきついでいたのであろう」（四三～四四頁）と推斷する。

更に氏は、こうした考古學的な手法を用いて「喜」の出自に關する議論を深めようとする。第二章の「はじめに」で、従來の「楚人」説は、自説も含めて、主に「編年記」の内容分析（そこに屈折した「楚人」の心情を讀み取る）に依據しており、考古學的な見地に基づく「喜＝秦人」説に比べると、説得力の上で見劣りするところがあった、と自省する。「秦人」説がほぼ定説化したかに感じられるとその優位を認めた上で、それでもなお「吹っ切れないもの」があるとして、當該説の考古學的な論據について本章では検討を加える。

「秦人」説が有力視される理由は、「喜」の埋葬されていた墓が「秦式墓」であった點にある。つまり、被葬者の葬られる方や副葬された器物の種類などを見ると、それは當地の戰國楚墓ではなく、秦の故地の傳統に準じるものであった。かか

る事實をふまえれば、この墓主は、楚人と異なる習俗をもった新來の秦人であった、と推測するのが自然であろう。しかし松崎氏は、このような考古学的な知見によつて秦墓の被葬者をすぐさま秦人と断定する見方に疑問を呈する。以下、その所説を本章第四節に基づいて紹介すると、楚墓から秦墓への墓葬の移行形態を秦墓から漢墓へのそれと比較したとき、前者の進行は後者よりもはるかに急激であったといえる。こうした地下の世界に見られる急激な變化は、「地上における文化の斷絶」——秦による「戰國六國の傳統を否定しての軍事的統一」——を表象しているのであろう。占領地の民に與えた征服者の影響を重視すること、すなわち秦國の壓力によつて楚人が從來の埋葬習俗を維持できなくなつていた狀況をも想定することが必要である。また、「喜」が死歿したのは秦がこの地を併合してから六十年後のこと。この間に秦による政治的統一が推進され、それにともなつて各地の文化的な統一・融合も進んだに違いない。前漢初期において墓葬の形式が全國的に劃一化していく事實は、こうした歴史的推移の歸結であり、その例證であろう。とすれば、秦も最末期の「喜」の墓について「秦の傳統の有無を検證する事に、それほど重きを置く必然性はないのではないか」と氏は述べる。

第三章でも、引き続き埋葬習俗の問題がメインテーマとして取り上げられる。その分析も「頭向」などといった考古學的なデータに集計處理を施す手法で進められる。ただし、本章では「喜」の出自問題よりも、秦の統一が舊楚地に及ぼした文化的な變化に關心の比重が移っている。

「頭向」とは、遺體の頭が向いている方向のことで、新石器時代の族墓以來、それには何らかの規則性があつた。春秋時代から漢初の墓群にも「頭向」にはそれぞれ傾向があり、しかもそこには地域的な差異が存在した。たとえば、秦では西向が優位であり、楚では大型墓が東向、中型墓以下が南向を主とした。また、秦墓と楚墓には埋葬時の姿勢（中國人研究者はこれを「葬式」と呼ぶ）と墳墓の構造にも違いがあり、前者は屈肢葬・土洞墓、後者は仰身直肢葬・豎穴棺槨墓を特徴とした。こうした對照的な兩地域の葬俗は、秦の楚併合により舊楚地にてぶつかることになつたはずである。ところが、當地の秦墓を見ると、頭向・葬式・墳墓構造のいずれにおいても秦の習俗の影響は看取されない。この三條件から判斷す

れば、「この地に秦人墓はないに等しい」といいえよう。「喜」の墓についてもこれは共通する。しかも同墓（周邊の睡虎地秦墓も含めて）には大量の漆器が埋納されており、かような副葬の習俗は楚の傳統に由来した。つまり以上の事實をふまえると、この墓の「被葬者を楚人ということもできる」と、氏は論じる。舊楚地の秦墓からは「楚の習俗がより勝ったかたちではあるが葬俗の融合が急速に進」んだことが見て取れるのであり、「墓葬からその被葬者を、土着の舊楚人か、來住の秦人か、あるいはその子孫か、區別は困難で、どちらともしがたい」。そしてこれは「地下世界の現象ではなく、むしろ地上世界における文化融合の反映とみるべきであろう」と。

かなり長くなってしまったが、第一章から第三章までの内容をまとめれば、右の如くになるか。すでに指摘したように、その初出の年次にはそれぞれ十年前後の間隔がある。それ故であろう、各章ごとの見解に些かの齟齬が確認される。ここではそうした細々とした綻びを一々あげつらうことはしない。ただ一點、この三章を通覽して感じた松崎氏の學的變遷に關する印象についてのみふれておこう。

最初、氏は「編年記」の中に墓主である「喜」の屈折した感情を読み取ろうとした。六國滅亡がしつかりと記録されていないこと、とりわけ秦の天下統一という記載が存在しないことに、大きな衝撃を受けたのであろう。急激に推し進められた秦による軍事的・強制的な統合に對する被征服民の冷ややかで批判的な眼差し——つまり分裂から統一へ向かう狭間の時代に生きた人々のリアルな心情——が、ここからくみ取れると直感したに違いない。しかし、そのためには「喜」楚人」という前提が不可欠となる。ところが、考古學的な見地からは「秦人」説が有力であった。そこで氏は「楚人」説を裏附けるべく、考古學的な手法を積極的に用いるようになり、それが氏の研究の特色となったのである。ただし、その考察は「統一」（漢の成立も含めて）までの紆餘曲折を具現化する方向に進むのではなく、逆にその必然性と地域差の縮小を強調する結果に行き着いてしまった。第三章の最後で「このように述べたからといって、「統一」が「中國世界の成立」を準備したとはみても、その地域性を否定するものではない」と附け加えられる點に、中國古代史研究において「統

一」と「地域性」を同時に組上りにのぼすことがいかに一筋縄ではいかない難題であるかを、改めて痛感させられた。

三

次に第四章から第六章を取り上げよう。この三章もまた、考古學的手法を分析のメインとした論考である。行論の都合上、まずは第六章から。

第二章と第三章では「喜」の墓から出土した漆器についてもふれられているが、本章はこの方面に關する專論である。「喜」の出自問題との關わりからその内容をまとめると、同墓から出土した漆器には咸陽で製造されたことを示す烙印が確認でき、文様などからも、副葬されている漆器は全て秦器であろうと考えられた。そしてこの點が「喜＝秦人」説の一つの有力な根拠となされたのである。しかし、秦占領下につくられた舊楚地の墓からはこうした烙印をもった秦系統の漆器ばかりが発見され、従来の楚器は完全に跡を絶つ。かかる事實は、併合と同時に秦が當地の漆器生産組織を接收して、自らの管理下に組み込んだことを意味するのであり、重要な技術・手工業は當時常に國家權力との關係のもとに存在していたと理解しうる。つまり、權力の介入によって楚系漆器は姿を消し、以後秦器しか入手できなくなったのだから、墓中にもつばら秦地製造の漆器が副葬されているからといって、それは必ずしも墓主が秦人であったことの決め手にはならない、と松崎氏は述べる。なお、更に氏は、漢代になると漆器生産の據點は咸陽から成都に移ることになり、これもまた國家（漢王朝）が技術・工人を移動して生産組織を再編した結果であつただろうと、烙印等々の分析から推測する。本章での氏の關心は「喜」の出自問題を超えて、はるかに廣い。

次に第四章へ戻ろう。この章でもまた副葬品について検討が加えられる。対象とされるのは秦墓ではなく、楚墓からの出土物。具體的には木俑（楚俑）と鎮墓獸が扱われる。

氏はこの兩者（どちらか一方も含めて）が副葬されている楚墓の一覽を作成し、そこから戰國中期を境に埋納の割合が逆

轉することを明らかにする。それまでは鎮墓獸にプラスアルファで楚俑を埋納する墓が一般的であったのに、やがて前者を副葬するケースは減少し、代わって俑葬（木俑の副葬）の比率が100%に近くなった。こうした轉換がおこったのは「鎮墓獸が楚人固有の信仰・宗教・死生觀等の具體的表現であったのに比して、木俑はその形からいって、時代とともにそれを受容する人々によって、意味を變化させてゆくことの出来る普遍性をもっていたから」であって、後者はその後「漢代に隆盛を迎える陶俑」の副葬習俗へと繋がっていった、と氏は見通す。

また、「斷言は差控えるが」と前置きした上で、「鎮墓獸に一時期遅れて楚墓に登場した俑が最初に與えられた役割は「鎮墓神」に奉仕するものであった」と推測する。これは、鎮墓獸が本源的には「神（鎮墓神）」であったとする陳躍均・院文清兩氏の見解をふまえたもので、かかる理解を補強するために氏は、當初の俑葬が最低二點セットの埋納を原則としていた（つまり木俑は鎮墓神の左右に伺候する侍従として納れられた）と強調する。あわせて、初期の楚俑について、それは立俑が主體で、物を捧げ持つ侍俑が大半であったと指摘し、こうした事實もまた如上の推測の例證であると位置づける。

さて、本章の議論は、その「はじめに」を見ると、漢代以降の陶俑副葬習俗が楚の木俑埋納に淵源したと見なすことから出發している。これは戰國時代以前の中原地域で俑葬の痕跡が未確認の、本稿初出時の状況に基づいた發想なわけだが、「解題」で高村氏がふれるように、發掘調査の進展にもなつて、今日その前提は崩れ始めている。また、小澤正人「荊州地區における楚俑についての一考察」（『社會イノベーション研究』二二二、二〇〇七年）も、鎮墓獸の出土數が増加しているため、松崎氏の所論には再検討の必要があると注記する。

中國考古學の發展によってこうした批判が現れるに至ったのは、その分析の手法からして致し方ないことであろう。かような問題點は見受けられるものの、それでも本章の所説にはなおも傾聴すべき指摘が多々ある。たとえば、鎮墓獸の衰退に並行して、各墓に納れられる木俑の數が増えていることを確認した上で、このような俑數の増大がその種類の多樣化——當初は造形上劃一的な侍俑だけであったのが、司厨や歌舞など、仕事の内容が直感的にうかがえる俑に細分化して

いった——をもたらしただけであり、こうした變化は「被葬者がこの世の世界で享受していた生活の、地下での再現」を
目指した結果であろうと説く。

また、鎮墓獸の消滅と聯動した現象として、武士俑（あるいはそれとセットとなる武器）が副葬されるようになったこと
に氏は注意を促す。この點は小澤前掲論文も着目するところであって、小澤氏はそれを墓の守護者が交替したことの表れ
と位置づける。如上の變化は墓の守護を呪術的な鎮墓獸ではなく、實際の人間型をした俑に託そうと、人々が考えるよう
になった結果であって、その背景には「墓葬内のあり方を生前の生活にあわせていこうとする志向」が讀み取れると、小
澤氏は論じる。

ここで小澤氏がいう「墓葬内」とは、楚墓（すなわち豎穴木槨墓）の槨室内を指すが、そこにかがえる歴史的な變遷に
ついて、松崎氏も「この世化」という表現でその趨勢を概括する。以下、第五章の所論に話題を移そう。

槨墓には、間仕切りによって棺室の周りに「邊箱」と呼ばれる収納室が設けられていた。この中で鎮墓獸が安置されて
いた場所は、被葬者の頭上に位置する「頭箱」であって（以上の指摘は第四章第四節に見える）、その状態はあたかも鎮墓獸
が被葬者の庇護者として墓内に君臨しているかのようだと、氏は解説する。ところがやがて頭箱は、様々な膳が配され、
種々の俑が傳く、被葬者の居室へと變容していく。鎮墓獸は頭箱から追放され、代わって被葬者がその主となった。す
なわち「墓葬が完全に被葬者の世界となった」のであり、これが舊楚地における墓葬の「この世化」であったと松崎氏は
結論するのである。

本章では、右のように論じるにあたって、まず漢初の長沙馬王堆墓を分析することから始める。同墓に納められていた
「遣葬」〔副葬品一覽〕の記載と出土品の種類やその安置されていた位置とを照合しながら、論が展開されている。同様の
手法を用いて、後に前掲の小澤氏や佐原康夫氏・鈴木直美氏などが優れた論考を發表しており、本章はこうした研究の先
驅といえる。

馬王堆漢墓の検討を通じて氏は次のようにも述べる。同墓は棺室を中心に四つの邊箱が配されており、北箱（頭箱）が墓主の居室であったとすれば、東箱は厨房、南箱は日用品の收藏庫、西箱は食品の長期貯藏庫と、それぞれ有機的な役割を備えていた。つまり、この槨墓は、墓主の黄泉の生活を物的に——木俑も納められているから人的にも——支える「館」であったのであり、「この世」のそれを忠實に再現したものであったのだろう、と。このような理解は先の小澤氏の見解と相通じる。小澤氏の言葉借りれば、馬王堆漢墓の中にもまさに「生前の生活にあわせていこうとする志向」が讀み取れるのであり、そうした趨勢を松崎氏は「この世化」と概括するのであった。

兩氏の研究は、その結論だけを見るとほぼ共通している。しかし、少なくとも一點、大きな違いが看取される。それは上述の鎮墓獸をめぐる見解においてである。松崎氏は、鎮墓獸が墓内から消えたことを以て「墓葬が完全に被葬者の世界となった」ことの表れと解釋し、かかる變化を舊楚地域における「この世化」の具體的様相と位置づけた。これに對して小澤氏は、鎮墓獸の消滅を武士俑の出現に聯動した事象であると見る。おそらく、後者の理解が妥當であろう。墓の警護擔當者は、異形の靈的な存在から「生前の生活」と同じく使用人にボタンタッチした。こうした解釋を評者も支持したい。さて「解題」を見ると、高村氏は「この世化」という表現を「日常的世界化」と言い換えている。「この世」は通常「あの世」の對概念として用いられるが、松崎氏の用法はたぶんこれと異なる。それは「生前において日常的に目にしてきた現實世界」を意味しているのである。高村氏は嚴密を期して「日常的世界」なる語に置き換えたと思われる。

その「日常的世界化」は漢代に至って一つの歸結を見た。この時代に横穴の室墓が全国的に主流となり、墓全體が地下の住宅と化して、「生前の生活」をそのまま死後でも繼續できる「日常的世界」のコピー化が完成したのである。こうした趨勢の直接的な淵源としてそれまでは秦墓（横穴の洞室墓）が注目されてきたが、松崎氏は楚系の豎穴槨墓においても槨室内の變化に同様の志向が見受けられると論じる。この指摘は重要である。では、かかる氏の見解をふまえて、更に時代を遡って考えてみよう。

たとえば殷代の大型墓の場合、その内部が「生前の生活」とはかけ離れた非「日常的世界」として築かれていたかといえは、おそらくそうとは断言できない。多数の殉死者も、またあまたの青銅製禮器も、被葬者である王が墓中（ないしは死後世界）で生前と同じ日常生活をおくれるよう願って、埋納されたに違いない。副葬された青銅器が墓主の日用品であった可能性も十分考えられる。戦國から秦漢時代の墓葬の變化を「日常的 세계化」と稱するためには、春秋以前の狀況がそれと異なることを證明しなければならぬと思うのだが、それを歸納できる事例は本當に存在するのだろうか。

實はそのような墓の實例としてかつて位置づけられていたのが、ほかでもない、馬王堆漢墓であった。樋口隆康『古代中國を發掘する——馬王堆、滿城他——』（新潮社・一九七五年）は同墓を例に、殷代以來主流であった豎穴木槨墓は「死者を地下に埋めて、とどこめるだけのもの」（二五四頁）であつて、そこが單なる「埋めこむ穴」（同頁）でなく、生者と同一ような生活をする死者の住居に變わるのは、横穴室墓の出現に至つてからだと言いた。しかし、馬王堆漢墓がただ死者を封鎖するためのみ築かれた地下施設でないことは、松崎氏の所論からもはや明らかである。それでも、漢墓に至る如上のストーリーを墨守しようとするならば、馬王堆漢墓に代わる新たな「始點」を見つけ出さなければならない。いづれにせよ、「漢墓以前」に關する徹底的な再檢討は今後の大きな課題といえよう。

四

すでにここまででかなりの紙幅を費やしてしまった。駆け足で残りの四章を紹介しよう。以下でも順番を入れ替えて、先に第九章と第十章を取り上げる。

この兩章は、ジャンルとしては家族史にあたる。その初出年次を確認すると、第九章は第一章に次ぎ、本書の論考の中では初期のものに屬す。そこで論じられている一聯のターム——「同居」「室人」「家人」「家罪」「非公室告」——は、睡虎地秦簡の公表後、研究者の注目を集めた法制用語ばかりで、松崎氏もこうした概念の解明に取り組んだ第一世代の一

員にほかならない。同じく第一世代の論者としては、古賀登・佐竹靖彦・好竝隆司・太田幸男・富谷至・堀敏一・岡田功の諸氏などが挙げられよう。その後、「二年律令」（張家山漢簡）の公開に刺激されて、我が國では鷲尾祐子・鈴木直美・劉欣寧の三氏などが論考を發表されている。最近では、多田麻希子氏の專論もある。

第九章では、如上の用語を檢討する以外に、「法律答問」「封診式」「編年記」に分析を加えて、睡虎地秦簡にうかがえる家族形態についても論じる。考察の結果、この三文書の示す家族は夫妻とその子からなる單婚家族でほぼ一致しており、これが當時の一般的な家族形態であつたと説く。また、「同居」「家人」「室人」の語に關して、「同居」「家人」の兩語は同じ實體を指しており、前者は本來動詞的表現として、後者は名詞的表現として、奴婢をもその中に含む「家族」を表していた。一方、「室人」は、そこから奴婢を差し引いた「血縁としての家族」を意味する呼稱であつたと述べる。續く第十章は、堀敏一氏の批判を受けて「非公室告」「家罪」の兩言を再考したもの。いずれも父—子（主人—奴隸）間の「殺・傷・盜」に關する犯罪で、子（奴隸）による告訴は禁じられており、「非公室告」に屬する犯罪の一部が「家罪」であつたと、氏は論じる。

以上のような睡虎地秦簡中の用語については、鈴木直美氏が「解題」で正しく解説するように、今なお盤石の定義を見していない。たとえば、金燁「《秦簡》所見之「非公室告」與「家罪」」（《中國史研究》一九九四年一期）は、「家罪」を妻子の緣坐などに關わる語と解釋し、これを告發の受理・不受理に關わる非公室告と區別すべきことを主張する。兩語を同一の概念と理解する松崎氏とは、全く好對照な意見といえよう。現在提示されている見解のうち、どれが正しいかは、將來の研究にその判斷を委ねるしかない。

最後に第七章と第八章。ともに睡虎地秦簡中の秦律規定について考察を加える。第七章は、前章の第六章と同じく漆器を扱った論考であるが、モノを對象に考古學的な考察を行う六章に對して、本章では律文の解釋をめぐる文献史學的な研究が展開される。具體的には「效律」中に見える「汨」字の檢討を中心に議論が進められる。この字は漆塗りの最終工程

を意味する語で、下塗り（最初の工程）の意である「髹」字と組み合わせさせて、「髹涓」（漆塗る）という熟語を形成した。その具體的な工程とは、一定の湿度・温度を保った空間（蔭室）などと呼ばれる設備）に入れて漆器を乾燥させることであつた、と氏は推定する。

こうした解釋について「解題」（高村氏）は當否の判断を保留する。當然評者にもその能力はない。これもまた後の研究に期待するほかないであろう。なお、「效律」の一條「馬牛誤職（識）耳、及物之不能相易者、賞官畜夫一盾」（四四簡）に關して、本章で氏は「及」字を動詞と見なして讀み解くが、この字は接續詞であつて、「馬牛誤職耳」（馬牛に標識番號を捺し誤つた場合）と「物之不能相易」（訂正措置を施せない物品に標識番號を捺し誤つた場合）の罰則が定められていると理解すべきではあるまいか。

第八章では、睡虎地秦簡に見える馬牛管理に關する規定について考察を加えた後、更に龍崗秦簡中のそれを取り上げる。本章で興味深いのは、國家による「死馬牛の處理策に、肉を含めた固體利用への強い意志」が感じられると指摘されている點である。こうした發想は、漢代において男子に民爵が賜與される際に女子に對しては「百戸ごとに牛酒」が下賜されていたこと、すなわち當時國家には膨大な數の牛を確保する必要があつただろうという想定に基づく。氏が着目する民爵關聯のほかにも、『史記』『漢書』『後漢書』を繙くと、三老への給付、また伏日や臘日などにおける官員への惠賜、などといった事例が確認できる。かかる定期的・臨時的な下賜のために食肉（つまり支給品の現物）の供給源を準備していたことが、秦漢帝國の一特徴であつたのかもしれない。氏の指摘はそうした可能性を示唆しているように感じられる。

さて以上、當をえない紹介を重ねた。途中差し挟んだ私見も、見當違ひの誤解ばかりであろう。松崎氏が復歸され、本書評の非が逐一明らかになることを、今は唯々恐れるばかりである。

二〇一七年四月 東京 汲古書院

一二種 二二五—一九頁 八、〇〇〇圓十税